

長野県宿泊事業者の DX 支援事業補助金 よくある御質問（Q&A） 【第3版】

本Q&Aは予告なく追記・変更される可能性があります
ので、予めご了承ください。

令和7年9月2日現在

長野県観光スポーツ部山岳高原観光課

内容

1 補助対象者、対象施設、申請方法等	5
Q1-1. 本社は県外ですが宿泊施設が長野県内に所在すれば申請できますか。	5
Q1-2. 県内に複数の宿泊施設を経営していますが、施設毎に分けて申請することはできますか。	5
Q1-3. 県内で民泊を営んでいますが、申請できますか。	5
Q1-4. 外資系の法人ですが、申請できますか。	5
Q1-5. 松本市でホテルを経営していますが、申請できますか。	5
Q1-6. 敷地内に複数のロッジを営んでいます。この場合、申請は施設ごと行うのでしょうか。	5
Q1-7. 「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」と「DX 投資支援事業」の両方の補助金を申請できますか。	6
Q1-8. 一度、交付申請し交付決定を受けましたが、補助上限額に余りがある場合、追加の交付申請又は以前の申請内容の変更申請をしてもよいですか。	6
Q1-9. 郵送、持参等で申請することはできますか。	6
Q1-10. 申請書等には押印は必要ですか。	6
Q1-11. 申請書類に不備があった場合、どうなりますか。	6
Q1-12. 申請が不採択となった場合は、通知されますか。	7
Q1-13. 予算総額の上限に到達した場合、補助金の受付は終了となりますか。	7
Q1-14. 既存のシステム改修など、契約の相手方が1者に限られる場合でも、2者以上からの見積が必要となりますか。	7
Q1-15. PMS、AIチャットボット等を導入予定ですが、取引業者（ベンダー等）は日本の会社以外を対象外ですか。	7
Q1-16. サブスクリプションのシステムを導入し利用料を口座引き落としで行う場合は領収書が出せない可能性があります。どうすればいいですか。	7
Q1-17. 補助対象経費の算出の根拠となる書類には具体的にどのような項目が必要になりますか。	7
Q1-18. 業者から取る見積書の有効期限が1週間しかない場合はどうすれば良いですか。	8
2 補助対象経費について	9
Q2-1-1. 「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」と「DX 投資支援事業」の補助対象の違いを教えてください。	9
Q2-1-2. 他の補助金や助成金等に申請した事業内容と同一の経費を申請することはできますか。	9
Q2-1-3. 中古品は対象となりますか。	9

Q2-1-4. 自社製品は対象となりますか。.....	9
Q2-1-5. システム改修に伴う税理士等への相談費用は対象となりますか。.....	9
Q2-1-6. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）は対象となりますか。.....	9
（宿泊税への対応に向けたシステム改修事業）	10
Q2-2-1. 「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」の対象経費の例を教えてください。	10
Q2-2-2. 「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」の対象となるシステム改修に加え、 二次元コードの使用といった宿泊税以外の機能追加も補助対象となりますか。.....	10
Q2-2-3. 既存のシステムの範囲について、システム会社に導入の予約はしていますが、順 番待ちでまだ納品されていない場合、申請までに納品されていれば「宿泊税への対応に向 けたシステム改修事業」の対象となりますか。.....	10
Q2-2-4. PMS等の既存システムを大幅に改良し新しいバージョンに更新するバージョ ンアップ（アップグレード）により性能が高い上位版への入れ替える場合、①宿泊税への 対応に向けたシステム改修事業の補助対象経費となりますか？	10
（宿泊事業者の DX 投資支援事業）	11
Q2-3-1. どのような経費が補助の対象になりますか。.....	11
Q2-3-2. 機器等のリース料金は補助対象となりますか。.....	11
Q2-3-3. ホテルのフロントに自動チェックイン・システムの導入を計画していますが、補 助対象となりますか。.....	11
Q2-3-4. 宿泊施設の館内のレストランに配膳ロボットの購入を計画していますが、補助対 象となりますか。.....	11
Q2-3-5. 複数の予約サイト（OTA）と契約しているので、サイトコントローラーの導入を計 画していますが、補助対象となりますか。.....	11
Q2-3-6. 自動翻訳機整備（クラウド型）は補助金の対象となりますか。.....	12
Q2-3-7. 既存の PMS システムが古いため新しい PMS システムの導入を計画していますが、 補助対象となりますか。.....	12
Q2-3-8. 新たに導入するデジタルツールに付帯する保守・サポート費用は、補助対象とな りますか。.....	12
Q2-3-9. システムのセキュリティ対策費用は、補助対象となりますか。.....	12
Q2-3-10. ホームページ作成費用は、補助対象となりますか。.....	12
Q2-3-11. 機械装置等の設置費用（工事費）は、補助対象となりますか。.....	12
Q2-3-12. デジタル技術に精通した人材を採用する計画ですが、この経費は補助対象にな りますか。.....	12
Q2-3-13. パンフレット等に宿泊税について新しく記載をした印刷等経費などは対象にな りますか。.....	12
Q2-3-14. 他の補助金と重複ができないとの事ですが、例えば、スマートチェックインは	

長野県の補助金を使い、他の機器等の導入に国の補助金を使う場合は、経費の重複がなければ良いという事でしょうか。	13
Q2-3-15. ラグビーの合宿等で使うグラウンドが多くあるので、ロボット芝刈り機を導入したいのですが、対象となりますか。	13
Q2-3-16. A IでスイッチのON・OFFや室内の温度を自動で設定ができるようなエアコンは対象経費となりますか。	13
Q2-3-17. 現在使っているWi-Fiが古く・状態が悪いので、新しいWi-Fiを導入したいのですが、対象となりますか。	13
Q2-3-18. 事業継承により休業中の旅館業の許可を引き継ぎ、開業準備中の状況ですが補助の対象となりますか。	13
Q2-3-19. システム等の導入に合わせてパソコンやタブレットを購入しようと考えていますが、保護フィルム等のアクセサリは対象になりますか。	13
3 交付決定後～補助事業の完了	15
Q3-1. 交付決定後、実際に補助事業を進める中で、事業内容に変更が生じた場合はどうしたら良いですか。	15
Q3-2. 補助対象経費の支払方法は、現金払いでも良いのでしょうか。	15
Q3-3. 支払を振込で行う際、振込手数料を差し引いた金額で振り込んだ場合、その場合の補助対象経費はいくらになりますか。	15
4 実績報告、補助金の受領、その他	16
Q4-1. 交付決定を受けた補助対象経費のうち、支払が完了したものから実績報告書を提出してもいいですか。	16
Q4-2. 補助対象期間内に事業が完了しなかった場合、どうなりますか。	16
Q4-3. 複数の施設について申請した場合、補助金は施設ごとの口座に振り分けてもらえますか。	16
Q4-4. 「補助金交付決定通知書」を受領したので、これで補助金が支払われますか。 ...	16
Q4-5. 補助金受領後、関係書類はいつまで保存すれば良いですか。	16
Q4-6. 補助金の受領後、導入した機器・システムの管理について注意することはありますか。	17
Q4-7. 補助金の受領後、事業を取得した機械・機器等を処分や売却する場合に何か制限がありますか。	17
Q4-8. 宿泊事業の後継者不在のため、将来の事業譲渡を検討しています。今回の補助金で導入したシステム等の継承できますか。	17
Q4-9. 宿泊税の導入時期が延期になった場合でも、補助金は3月末に支払って頂けますか。	17
Q4-10. 補助金は予算額の上限に達し次第、受付終了ということは、早い者勝ちということですか。	17

1 補助対象者、対象施設、申請方法等

Q1-1. 本社は県外ですが宿泊施設が長野県内に所在すれば申請できますか。

A1-1. 長野県内に宿泊施設が所在していれば申請可能です。

Q1-2. 県内に複数の宿泊施設を経営していますが、施設毎に分けて申請することはできますか。

A1-2. 施設単位での申請が可能です。ただし、申請が複数にわたると、より多くの審査時間を要することから、できる限りまとめたの申請に御協力をお願いします。

Q1-3. 県内で民泊を営んでいますが、申請できますか。

A1-3. 旅館業法の許可（旅館業法第3条1項）又は、住宅宿泊事業法の届出（住宅宿泊事業法第3条1項）がある事業者の方は申請可能です。

Q1-4. 外資系の法人ですが、申請できますか。

A1-4. 旅館業法の許可（旅館業法第3条1項）又は、住宅宿泊事業法の届出（住宅宿泊事業法第3条1項）がある事業者の方は申請可能です。

Q1-5. 松本市でホテルを経営していますが、申請できますか。

A1-5. 補助事業の種類により異なります。

○「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」・・・申請できません。

独自課税を予定・検討している松本市、軽井沢町、白馬村、阿智村の4市町村に所在する施設については、宿泊税の申告納税先が県ではなく当該市町村となる予定のため、細かな運用に違いが生じる可能性を考慮し、対象外としています（補助制度の有無等は当該市町村にお問い合わせください。）

○「DX投資支援事業」・・・申請可能です。

Q1-6. 敷地内に複数のロッジを経営しています。この場合、申請は施設ごと行うのでしょうか。

A1-6. 旅館業法の許可（旅館業法第3条1項）又は、住宅宿泊事業法の届出（住宅宿泊事業法第3条1項）に記載されている施設を補助対象施設の計上単位とします。

なお、「宿泊事業者のDX投資支援事業」に関する補助上限額(300万円)も当該施設の単位で適用しますので、ご注意ください。

- 例) 敷地内の5棟のコテージについて、旅館業法の許可をまとめて1件として受けている場合
→ 補助対象となる宿泊施設としては1件とカウントし、補助上限額は300万円です。

Q1-7. 「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」と「DX 投資支援事業」の両方の補助金を申請できますか。

A1-7. 可能です。ただし、1施設について申請は1回のみ可能なため、両方の補助事業を利用する場合は、まとめて申請をお願いします。いずれかの補助事業の交付決定後、他方の補助事業を新たに申請することはできませんのでご注意ください。

Q1-8. 一度、交付申請し交付決定を受けましたが、補助上限額に余りがある場合、追加の交付申請又は以前の申請内容の変更申請をしてもよいですか。
(例: 6月に掃除ロボットを申請し、8月に自動チェックイン機器を申請)

A1-8. 1施設についての申請は1回のみです。補助上限額に達していない場合でも、2回目以降の申請はできません。
また、原則として、一度交付決定を受けた実施計画に記載のない、新しい支出の追加や補助金額の増加はできません。

Q1-9. 郵送、持参等で申請することはできますか。

A1-9. 電子申請システムで申請してください。手元にコピー等の控えを残してください。(要綱 第6～7条、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成19年3月22日 条例第3号)

Q1-10. 申請書等には押印は必要ですか。

A1-10. 押印は不要です。

Q1-11. 申請書類に不備があった場合、どうなりますか。

A1-11. 資料の訂正や追加資料の提出等対応いただきたい事項を事務局からお知らせします。

なお、事務局の求める期限どおりに対応をいただかず、審査に支障が生じる場合、補助金が支払えなくなることがありますので、迅速な対応に御協力をお願いします。

Q1-12. 申請が不採択となった場合は、通知されますか。

A1-12. 申請者に対しては、採択、不採択を問わず、全員に結果を通知します。

Q1-13. 予算総額の上限に到達した場合、補助金の受付は終了となりますか。

A1-13. 申請期間内であっても、予算総額の上限に到達した時点で、補助申請の受付を終了しますので、予めご了承ください。

「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」については、県が導入する宿泊税の対応をお願いするものであることから、必要な支援ができるよう、予算の確保に努めてまいります。

Q1-14. 既存のシステム改修など、契約の相手方が1者に限られる場合でも、2者以上からの見積が必要となりますか。

A1-14. 申請時添付書類の見積書は、原則として2者以上の見積を必須としています。ただし、契約の内容によって相手方が特定されるなど、1者のみの見積とすることに相当の理由がある場合には、1者のみの見積でも可能です。その場合、申請時に理由書を添付してください。

[（参考様式）一者選定事由書](#)

Q1-15. PMS、AIチャットボット等を導入予定ですが、取引業者（ベンダー等）は日本の会社以外を対象外ですか。

A1-15. 外国の会社との取引も対象となります。見積書は対象経費が確認できるようシステム一式等でなく詳細に経費の記載をお願いします。

Q1-16. サブスクリプションのシステムを導入し利用料を口座引き落としで行う場合は領収書が出せない可能性がありますかどうすればいいですか。

A1-16. 電子商取引をする場合は、実績報告時に支払日、支払元名、支払先名、支払金額、利用内容、引き落とし口座情報が確認できる書類又は取引画面を添付するようお願いいたします。

Q1-17. 補助対象経費の算出の根拠となる書類には具体的にどのような項目が必要になりますか。

A1-17. 補助対象経費の算出の根拠となる書類（見積書、カタログ）には、発行日、発行者情報、商品名、金額（単価、内訳等）が記載されている必要があります。上記の項目の記載がないカタログがある場合は、補足として見積書を添付して下さい。

Q1-18. 業者から取る見積書の有効期限が1週間しかない場合はどうすれば良いですか。

A1-18. 見積書の有効期限が1週間の場合も申請は可能です。ただし、申請内容の審査から交付決定まで概ね1ヶ月を要するため、それまでの期間に金額が上昇した場合、金額上昇分は事業者負担となります。

2 補助対象経費について

Q2-1-1. 「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」と「DX 投資支援事業」の補助対象の違いを教えてください。

A2-1-1. 「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」は、宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費に限り補助対象となります。一方、「DX 投資支援事業」は、DX の推進に資するシステム、デジタルツール及び機器の購入、導入及び改修に要する経費が幅広く対象になります。

宿泊税に対応することを目的とする場合、ホテル管理システム (PMS) を“新たに”導入する場合は「DX 投資支援事業」の対象となり、“既に”導入しているシステムを改修する場合は「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」の補助対象となります。

いずれを利用すべきか判断に迷う場合は事務局までお問い合わせください。

Q2-1-2. 他の補助金や助成金等に申請した事業内容と同一の経費を申請することはできますか。

A2-1-2. 他の補助金等に申請した経費は対象となりません。

Q2-1-3. 中古品は対象となりますか。

A2-1-3. 中古品やオークション品は補助対象となりません。新品で導入したもののみ対象となります。

Q2-1-4. 自社製品は対象となりますか。

A2-1-4. 自社製品（自社でのシステム開発を含む）は補助対象となりません。

Q2-1-5. システム改修に伴う税理士等への相談費用は対象となりますか。

A2-1-5. 今回の事業は、直接要する経費のみが対象であることから対象外となります。

Q2-1-6. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）は対象となりますか。

A2-1-6. 消費税等は補助対象となりません。補助事業において支払った経費に含まれる消費税等は、仕入税額控除の対象とすることができます。消費税等を含めた額を補助対象経費として受領した場合は、重複した交

付となってしまう、返還の必要が出てきてしまうので、対象外としています。

(宿泊税への対応に向けたシステム改修事業)

Q2-2-1. 「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」の対象経費の例を教えてください。

A2-2-1. 既に導入済みの予約管理・精算システムに、課税免除となる宿泊(学校教育活動等)の判別、宿泊税額の算定、宿泊税の申告に必要な帳簿等の作成・出力機能等を付加するための改修に係る経費です。
詳しくは、要領6(1)をご覧ください。

Q2-2-2. 「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」の対象となるシステム改修に加え、二次元コードの使用といった宿泊税以外の機能追加も補助対象となりますか。

A2-2-2. 宿泊税以外の機能追加については、宿泊税導入とは直接関係ないと思慮されますので、宿泊税への対応に向けたシステム改修事業(補助率10/10以内)の対象外となります。原則として、対象外経費に係る事業については、契約を分けていただくようお願いいたします。事情により一括での契約とせざるを得ない場合は、提出する見積書の写しについて、金額の内訳が分かるものを提出して下さい。

Q2-2-3. 既存のシステムの範囲について、システム会社に導入の予約はしていますが、順番待ちでまだ納品されていない場合、申請までに納品されていれば「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」の対象となりますか。

A2-2-3. 令和7年6月2日時点で契約済みのシステムについては、宿泊税への対応に向けたシステム改修事業の対象となります。

NEW

Q2-2-4. PMS等の既存システムを大幅に改良し新しいバージョンに更新するバージョンアップ(アップグレード)により性能が高い上位版への入れ替える場合、①宿泊税への対応に向けたシステム改修事業の補助対象経費となりますか？

A2-2-4. 既存のシステムが宿泊税に対応する機能が備わっておらず、かつオプション追加やカスタマイズでは機能追加ができない場合に限り、バージョンアップ(アップグレード)や上位版への入れ替えを、①宿泊税への対応に向けたシステム改修事業の補助対象経費と認めます。
ただし、同じ会社でもシリーズが異なる製品をインストールするなど、基礎システムが全く異なる場合は、「システムの新規導入」となり、

補助対象外となります。また、既存のシステムに備わっていない機能を新たにオプションで追加する場合には、「宿泊税の導入に伴い最低限必要な各種システムの改修と認められない経費」に該当するため、補助対象外の経費といたします。

なお、申請にあたっては、既存のシステムが宿泊税に対応していない事が分かる資料（仕様書）及び対象外経費が切り分けられない事を証明する「対象経費誓約書」を添付してください。

（宿泊事業者の DX 投資支援事業）

Q2-3-1. どのような経費が補助の対象になりますか。

A2-3-1. DX の推進に資するシステム、デジタルツール及び機器の購入、導入及び改修に要する経費が幅広く対象になります。詳しくは、要領 6（2）の具体例をご覧ください。

Q2-3-2. 機器等のリース料金は補助対象となりますか。

A2-3-2. 導入の目的が補助事業の目的に合致し、かつ当該補助事業期間内に契約した場合は、宿泊事業者の DX 投資支援事業（補助率 2 / 3）の補助対象となります。なお、契約期間が補助事業期間を超えるシステム等をレンタル・リースする場合は、事業完了日時点で支払済の金額のうち、当該補助事業期間にかかる経費に相当する額を対象とします。

Q2-3-3. ホテルのフロントに自動チェックイン・システムの導入を計画していますが、補助対象となりますか。

A2-3-3. 導入の目的が補助事業の目的に合致する場合には、宿泊事業者の DX 投資支援事業（補助率 2 / 3 以内）の補助対象となります。

Q2-3-4. 宿泊施設の館内のレストランに配膳ロボットの購入を計画していますが、補助対象となりますか。

A2-3-4. 導入が補助事業の目的に合致する場合には、宿泊事業者の DX 投資支援事業の補助対象となります。なお、原則として当該レストラン等が申請者の直営である場合に限ります。

Q2-3-5. 複数の予約サイト（OTA）と契約しているので、サイトコントローラーの導入を計画していますが、補助対象となりますか。

A2-3-5. 導入が補助事業の目的に合致する場合には、宿泊事業者の DX 投資支援事業の補助対象となります。

Q2-3-6. 自動翻訳機整備（クラウド型）は補助金の対象となりますか。

A2-3-6. 導入が補助事業の目的に合致する場合には、宿泊事業者の DX 投資支援事業の補助対象となります。（翻訳機の導入費用、事業期間内の月額利用料等）

Q2-3-7. 既存の PMS システムが古いため新しい PMS システムの導入を計画していますが、補助対象となりますか。

A2-3-7. 導入が補助事業の目的に合致する場合には、宿泊事業者の DX 投資支援事業の補助対象となります。

Q2-3-8. 新たに導入するデジタルツールに付帯する保守・サポート費用は、補助対象となりますか。

A2-3-8. 導入が補助事業の目的に合致するデジタルツールの導入経費と併せて申請する場合は、宿泊事業者の DX 投資支援事業の補助対象となります。

Q2-3-9. システムのセキュリティ対策費用は、補助対象となりますか。

A2-3-9. ウィルス対策ソフト等サイバーセキュリティの強化を目的とした経費は、補助事業の目的に直接関係のない経費であるため、補助対象となりません。

Q2-3-10. ホームページ作成費用は、補助対象となりますか。

A2-3-10. 補助事業の目的に直接関係のない経費であるため、補助対象とはなりません。

Q2-3-11. 機械装置等の設置費用（工事費）は、補助対象となりますか。

A2-3-11. 設置する機械装置等が補助対象であり、その導入に必要と認められる場合は宿泊事業者の DX 投資支援事業の補助対象となります。

Q2-3-12. デジタル技術に精通した人材を採用する計画ですが、この経費は補助対象になりますか。

A2-3-12. 役員報酬や直接人件費は補助対象となりません。

Q2-3-13. パンフレット等に宿泊税について新しく記載をした印刷等経費などは対象になりますか。

A2-3-13. 紙媒体を含む印刷経費は対象となりません。なお、後日、宿泊者へ説

明するためのリーフレットを長野県で作成し、県内の宿泊施設へ配布する予定ですのでご活用ください。

Q2-3-14. 他の補助金と重複ができないとの事ですが、例えば、スマートチェックインは長野県の補助金を使い、他の機器等の導入に国の補助金を使う場合は、経費の重複がなければ良いという事でしょうか。

A2-3-14. 事業対象経費の切り分けで判断していますので、経費が分かれていれば重複にはなりません。

Q2-3-15. ラグビーの合宿等で使うグラウンドが多くあるので、ロボット芝刈り機を導入したいのですが、対象となりますか。

A2-3-15. ロボット草刈り機の導入により業務の効率化、人手不足の解消に繋がるなど、本補助金の目的と合致する場合には、補助対象となり得ます。

Q2-3-16. A I でスイッチのON・OFFや室内の温度を自動で設定ができるようなエアコンは対象経費となりますか。

A2-3-16. 導入により、業務の効率化、人手不足の解消に繋がるなど、本補助金の目的と合致する場合には、補助対象となり得ます。

Q2-3-17. 現在使っているWi-Fiが古く・状態が悪いので、新しいWi-Fiを導入したいのですが、対象となりますか。

A2-3-17. Wi-Fi 単体では対象となりません。

Q2-3-18. 事業継承により休業中の旅館業の許可を引き継ぎ、開業準備中の状況ですが補助の対象となりますか。

A2-3-18. 事業継承により旅館業の許可を引き継ぎ、現に旅館業の許可を受けている事業者であれば補助対象となります。

Q2-3-19. システム等の導入に合わせてパソコンやタブレットを購入しようと考えていますが、保護フィルム等のアクセサリーは対象になりますか。

A2-3-19. パソコン、タブレット、プリンター等の汎用性のあるものはシステム等の導入に合わせて要する必要最小限の台数に限り補助対象経費と認めます。アクセサリーも同様にそれがないと使用ができない場合に限りますので、必要な理由とともに必要最小限の品数を申請して下さい

（原則としてタブレットの保護フィルムやケース等、その機能に影響しないアクセサリは対象外です）。

3 交付決定後～補助事業の完了

Q3-1. 交付決定後、実際に補助事業を進める中で、事業内容に変更が生じた場合はどうしたら良いですか。

A3-1. 軽微な変更である場合を除き、「変更承認申請書」を提出して知事の承認を受ける必要があります。要領 9 を参照の上、事務局にご相談ください。

Q3-2. 補助対象経費の支払方法は、現金払いでも良いのでしょうか。

A3-2. 補助金執行適正化のため、必ず銀行振込としてください。なお、自社振出、他社振出ともに手形・小切手は使用できません。

Q3-3. 支払を振込で行う際、振込手数料を差し引いた金額で振り込んだ場合、その場合の補助対象経費はいくらになりますか。

A3-3. 振込手数料を発注先が負担する場合は、振込手数料を差し引く前の金額が補助対象となります。

4 実績報告、補助金の受領、その他

Q4-1. 交付決定を受けた補助対象経費のうち、支払が完了したものから実績報告書を提出してもいいですか。

A4-1. 実績報告書は交付決定を受けた実施計画に記載の事業が全て完了してから、合計額を算出し提出してください。

一部の内容・金額で実績報告した場合は、当該金額に基づき補助金額を確定するため、残りの補助対象経費に当たる金額は支払えなくなります。

Q4-2. 補助対象期間内に事業が完了しなかった場合、どうなりますか。

A4-2. 事業に遅れが生じた場合は、出来るだけ早期に事務局に相談し、事務局の指示により所定の「遅延等報告書」（様式第7号）を提出してください。

なお、報告書の提出があった場合でも、実績報告書の提出期限（令和8年2月1日）までに完了し、実績報告書が提出できない場合は、補助金が支払えませんので、くれぐれもご注意ください。

Q4-3. 複数の施設について申請した場合、補助金は施設ごとの口座に振り分けてもらえますか。

A4-3. 複数の施設をまとめて申請した場合も、補助金の振込は1申請あたり1つの銀行口座となります。

Q4-4. 「補助金交付決定通知書」を受領したので、これで補助金が支払われますか。

A4-4. 補助金交付決定通知書を受領しただけでは補助金は支払われません。交付申請時の実施計画どおりの事業を完了し、実績報告書を提出いただいた後、県から補助金額の確定通知をお送りします。その後、事務局に請求書をお送りいただいた後、補助金をお支払いします。

例外として、「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」は、交付決定後の概算払いが可能です。詳しくは、申請要領11(2)をご覧ください。

Q4-5. 補助金受領後、関係書類はいつまで保存すれば良いですか。

A4-5. 補助事業が終了した日、または、補助事業を廃止することを承認された日に属する会計年度の翌年度を起算年として、5年間、関係書類・帳簿等を保存してください。

Q4-6. 補助金の受領後、導入した機器・システムの管理について注意することはありますか。

A4-6. 補助金により取得した機器等は、善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の目的に沿って効果的な運用を図って下さい。この時、取得財産等管理台帳を備え管理願います。

Q4-7. 補助金の受領後、事業を取得した機械・機器等を処分や売却する場合に何か制限がありますか。

A4-7. 取得価格（又は、効用の増加価格）が単価 50 万円を超える機械・器具、ソフト等を知事の指定する財産とし処分が制限されます。処分が制限される期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間です。財産処分を行う場合、原則として残存簿価等から算出される金額を返還する必要があります。処分が制限される期間内において、処分を制限された財産を処分する場合は、「財産処分承認申請書」（様式第 15 号）を提出し、知事の承認を受けてください。（補助金等交付規則 昭和 34 年 3 月規則第 9 号 第 19 条）

Q4-8. 宿泊事業の後継者不在のため、将来の事業譲渡を検討しています。今回の補助金で導入したシステム等の継承できますか。

A4-8. 事業譲渡を行う場合は知事の承認が必要となる場合があります。事前に事務局又は県にご相談ください。

Q4-9. 宿泊税の導入時期が延期になった場合でも、補助金は 3 月末に支払って頂けますか。

A4-9. 県の条例の施行と本補助金の執行は切り離しているため、事業期間内に実績報告をいただいた事業については、3 月末までにお支払します。

Q4-10. 補助金は予算額の上限に達し次第、受付終了ということは、早い者勝ちということですか。

A4-10. 十分な予算を確保していますが、申請の状況により、受付を終了する場合もありますのでご了承ください。